

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

中心市街地においては、これまで、市街地再開発事業など居住施設の供給に取り組んだほか、住民の自主的な防犯パトロール隊の活動支援や地域コミュニティ活動の促進にも取り組むなど、ソフト・ハード両面から街なか居住の推進を図ってきたところである。

これらの取組や民間のマンション建設が続いていることなどを背景に、中心市街地においては、居住人口・世帯数ともに増加傾向にある。一方、中心市街地の今後の人口をトレンドから推計すると、3～4年後までは増加傾向が続くものの、中長期的には減少が見込まれる状況にある。

(2) 街なか居住の推進の必要性

このような現状を踏まえ、継続して居住施設の供給に取り組むとともに、安心して安全な居住環境づくりを推進するなど、居住人口の増加を図ることは、中長期的な人口減少に対応し、にぎわいあふれるまちづくりに寄与することから、中心市街地の活性化のために必要である。

そのため、鹿児島中央駅地区においては、住宅等を備えた再開発ビルの整備に取り組む。いづろ・天文館地区においては、外国人留学生や研究者等を受け入れるための居住・宿泊機能を有する施設の整備に取り組む。このほか、中心市街地の町内会、商店街振興会等による街頭防犯カメラの設置支援などにも取り組む。

(3) フォローアップの考え方

毎年度、事業の進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業促進などの改善措置を講じる。また、計画期間満了時に取組の検証・評価を行い、引き続き中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 中央町 19・20 番街区市街地再開発事業【再掲】</p> <p>[内容] 第一種市街地再開発事業の実施 ・延べ面積：約 47,000 m² ・階数：地下 1 階地上 24 階 ・用途：商業・業務、ホール、住宅等 ・地区面積：約 0.7ha</p> <p>[位置] 中央町 19 番、20 番街区</p> <p>[実施時期] H24 年度～R2 年度</p>	<p>中央町 19・20 番 街区市街 地再開発 組合</p>	<p>鹿児島中央駅の駅前という立地条件を生かし、中央町 19・20 番街区を一体的に活用して、商業・業務施設、ホール、住宅等を備えた再開発ビルを整備する事業である。</p> <p>鹿児島の陸の玄関にふさわしい都市景観が創出されるとともに、商業・サービス機能の強化や街なか居住の推進が図られ、にぎわいあふれるまちづくりに寄与するほか、都市機能の集積促進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）</p> <p>[実施時期] H26 年度～R1 年度</p>	

6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び
当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 浜町1番街区再開 発事業【再掲】</p> <p>[内容] 「マンションの建 替え等の円滑化に 関する法律」に基づ く一体的な再開発 の実施 ・階数：地上14階 ・用途：共同住宅、 店舗</p> <p>[位置] 浜町1番街区</p> <p>[実施時期] R2年度～R5年度</p>	<p>観光ビル 区分所有 者やJR 九州(株)等 で構成さ れる建替 組合</p>	<p>浜町1番街区の一部において、「マン ションの建替え等の円滑化に関する法 律」に基づく一体的な再開発を行い、住 宅や店舗を整備する事業である。</p> <p>再開発を推進することにより、鹿児島 駅前にふさわしい都市景観の形成やに ぎわいとゆとりある都市空間の創出の ほか、街なか居住の推進などが図られ、 にぎわいあふれるまちづくりに寄与す ることから、中心市街地の活性化に必要 な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総 合交付金(優良建 築物等整備事業)</p> <p>[実施時期] R2年度～R5年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 中央町 19・20 番街区市街地再開発事業【再掲】</p> <p>[内容] 第一種市街地再開発事業の実施 ・延べ面積：約 47,000 m² ・階数：地下 1 階地上 24 階 ・用途：商業・業務、ホール、住宅等 ・地区面積：約 0.7ha</p> <p>[位置] 中央町 19 番、20 番街区</p> <p>[実施時期] H24 年度～R2 年度</p>	<p>中央町 19・20 番街区市街地再開発組合</p>	<p>鹿児島中央駅の駅前という立地条件を生かし、中央町 19・20 番街区を一体的に活用して、商業・業務施設、ホール、住宅等を備えた再開発ビルを整備する事業である。</p> <p>鹿児島の陸の玄関にふさわしい都市景観が創出されるとともに、商業・サービス機能の強化や街なか居住の推進が図られ、にぎわいあふれるまちづくりに寄与するほか、都市機能の集積促進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）</p> <p>[実施時期] R2 年度</p>	
<p>[事業名] コミュニティビジョン推進事業</p> <p>[内容] 地域コミュニティ協議会の設立と活動の支援</p> <p>[位置] 中心市街地</p> <p>[実施時期] H27 年度～</p>	<p>中心市街地内の地域コミュニティ協議会</p>	<p>町内会をはじめとする地域コミュニティ組織や事業所、NPO、病院など小学校区内の各種団体が連携・協力して地域課題への対応や地域資源の活用に取り組む地域コミュニティ協議会の設立と活動を支援する事業である。</p> <p>各協議会が校区の特性を生かしたまちづくりに取り組むことにより、街なか居住の推進や豊かな地域社会の形成が図られ、にぎわいあふれるまちづくりに寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 地方創生推進交付金</p> <p>[実施時期] H28 年度～R1 年度</p>	

6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 加治屋町1番街区市街地再開発事業 【再掲】</p> <p>[内容] 第一種市街地再開発事業の実施</p> <p>[位置] 加治屋町1番街区</p> <p>[実施時期] R5年度～R10年度</p>	<p>加治屋町1番街区市街地再開発準備組合</p>	<p>鹿児島中央駅地区といづろ・天文館地区のほぼ中間に位置する加治屋町1番街区において、にぎわいとゆとりある都市空間の創出や良好な都市景観の形成を図る市街地再開発事業を推進する事業である。</p> <p>当事業により広域的な拠点形成が図られ、歩いて楽しめるまちづくりの推進につながるとともに、にぎわいあふれるまちづくりに寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 都市構造再編集 中支援事業(鹿児島市中心市街地地区)</p> <p>[実施時期] R5年度～R10年度</p>	

(4) 国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 国際交流センターの整備【再掲】</p> <p>[内容] 鹿児島の国際化のさらなる推進に向け、県と市が連携し、国際交流センターを整備する。</p> <p>[位置] 加治屋町</p> <p>[実施時期] H27年度～R1年度</p>	<p>国際交流センター建設協議会</p>	<p>旧市立病院立体駐車場等跡地において、国際社会に貢献する人材の育成や国際相互理解の促進のための拠点施設として国際交流センターを整備する事業である。</p> <p>外国人留学生や研究者等を受け入れるための宿泊機能の整備により、街なか居住の推進が図られるとともに、県民・市民と在住外国人とがふれあえる国際交流機能を有する施設の整備により、都市機能の充実が図られ、にぎわいあふれるまちづくりに寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び
当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 安心安全パートナーシップ事業</p> <p>[内容] 地域の自主的な防犯パトロール隊等の結成促進と活動に対する支援</p> <p>[位置] 中心市街地</p> <p>[実施時期] H17年度～</p>	<p>中心市街地内の町内会</p>	<p>住民の自主的な防犯パトロール隊等の結成促進と活動を支援するとともに、パトロール隊等に対して活動に必要な用品を支給する事業である。</p> <p>安心して暮らすことができる安全なまちづくりの推進により、街なか居住の推進や集客力の向上が図られ、にぎわいあふれるまちづくりに寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 青色防犯パトロール隊活動費補助事業</p> <p>[内容] 地域の自主的な青色防犯パトロール隊の結成促進と活動への支援</p> <p>[位置] 中心市街地</p> <p>[実施時期] H20年度～</p>	<p>中心市街地内の町内会</p>	<p>住民の自主的な青色防犯パトロール隊の結成促進と活動を支援するとともに、青色防犯パトロール隊の活動費の補助を行う事業である。</p> <p>安心して暮らすことができる安全なまちづくりの推進により、街なか居住の推進や集客力の向上が図られ、にぎわいあふれるまちづくりに寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 街頭防犯カメラ設置費補助事業</p> <p>[内容] 町内会等の街頭防犯カメラ設置費用の支援</p> <p>[位置] 中心市街地</p> <p>[実施時期] H29 年度～</p>	<p>中心市街地内の町内会等</p>	<p>街頭防犯カメラを設置する町内会等（町内会、通り会、商店街振興組合等）に対し、その設置費用の一部を助成する事業である。</p> <p>安心して暮らすことができる安全なまちづくりの推進により、街なか居住の推進や集客力の向上が図られ、にぎわいあふれるまちづくりに寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] みんなの町内会応援事業</p> <p>[内容] 地域コミュニティ活動の支援</p> <p>[位置] 中心市街地</p> <p>[実施時期] H18 年度～</p>	<p>中心市街地内の町内会</p>	<p>町内会等による住民同士の親睦交流や地域社会づくりの活動を支援する事業である。</p> <p>町内会などの住民自身による自主的なコミュニティ活動や地域の連帯強化の取組により、街なか居住の推進や豊かな地域社会の形成が図られ、にぎわいあふれるまちづくりに寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		